

(別紙)

## 懲戒の公表

### 公立大学法人岩手県立大学教職員の懲戒について(令和元年8月1日)

区 分	内 容
懲戒年月日	令和元年8月1日
懲戒の種類	停職2月
懲戒の理由(事件・事故の概要)	<p>当該教員は、平成29年8月から平成30年9月までの間に、本学の学生に対して、公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程(以下「規程」という。)第2条第1号に規定するセクシュアル・ハラスメント及び同条第2号に規定するアカデミック・ハラスメントに該当する言動により、学生の就学上の環境を悪化させたこと。</p> <p>こうした行為は、規程第3条(職員等及び学生等の責務)並びに公立大学法人岩手県立大学職員就業規則第30条第1号(法令等遵守)及び第2号(信用失墜行為の禁止)に違反し、同規則第38条第1項第5号(信用失墜)及び第7号(法令等違反)に該当する。</p> <p>よって、標記懲戒に及んだものである。</p>
事件発生日 年 月 日	平成29年8月～平成30年9月の間
被懲戒者の年代	40代
被懲戒者の性別	男性
被懲戒者の所属部局	高等教育推進センター
被懲戒者の職位等	准教授
備 考	